

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】			
1. 入札参加資格	(1)	①	令和6・7・8年度大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に、入札書提出時点において、当該案件に応じた種目で登録されており、かつ希望種目を要件とする場合は、当該案件に応じた希望種目で登録されていること
		②	当該案件の入札書提出日から開札日まで有効なGビズIDプライムを保有している者であること。なお、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）については代表者がGビズIDプライムを保有し、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としてのGビズIDプライムを保有している者であること
	単体企業（組合含む。）に関する条件		
	①	公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること	
	②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること	
	次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること		
	ア	公告本文に定める技術者を配置できること	
	イ	建設業法（以下「法」という。）第26条第1項及び第2項に基づく技術者を配置できること	
	ウ	監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること	
	エ	契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)が4,500万円以上(ただし建築一式工事は9,000万円以上)の場合は、常勤の自社社員(在籍出向者、派遣社員は認められない。)であり、かつ、入札書提出期限日現在において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること 契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)が4,500万円未満(ただし建築一式工事は9,000万円未満)の場合は、入札書提出期限日現在において常勤の自社社員(在籍出向者、派遣社員は認められない。)であること	
オ	契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)が4,500万円以上(ただし建築一式工事は9,000万円以上)の場合は、専任の技術者を配置できること。 ただし、法第26条第3項第1号に規定する主任技術者又は監理技術者の専任義務の緩和（以下「専任特例1号」という。）又は法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の専任義務の緩和（以下「専任特例2号」という。）を適用する場合はこの限りではない。 専任で配置予定の技術者は、落札決定日現在で、他の工事に配置していないこと。ただし次の項目に該当する場合を除く。 (7) 余裕期間制度活用工事である場合で、配置予定技術者を落札決定日現在で他の工事に配置している場合は、着工日前日までに他の工事の配置を終えていること（なお、契約締結日時点で着工日前日までに工事が完了することが明確である場合に限る。） (イ) (7)を除き、議会の議決を要する工事である場合で、配置予定技術者を落札決定日現在で他の工事に配置している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること		

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】

(2)

③

カ

主任技術者又は監理技術者が次に掲げる全ての要件に該当するときは、専任特例1号を適用し、工事を2件まで兼任できるものとする。

(ア)各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を適用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

(イ)建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、建設工事の工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、当該移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(ウ)当該建設業者が発注者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例を適用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

(エ)当該建設工事に配置する主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。なお、連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

(オ)当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（遠隔から現場作業員の入退場が確認できるもの）を利用する方法により確認するための措置を講じていること

(カ)監理技術者等の配置に関する事務取扱要領に定める計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条に規定する帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

(キ)主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システム等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること

キ

監理技術者を配置する工事において監理技術者が行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置したときは、専任特例2号を適用し、大阪市発注の工事（工事現場が大阪市内に限る。）を2件まで兼任できるものとする。

ただし、次の要件に該当する工事においては、専任特例2号の適用対象外とする。

(ア)総合評価高度技術提案型方式により入札を行う工事

(イ)低入札価格調査制度適用工事

(ウ)あらかじめ公告文等において明示する維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事）

ク

上記カ及びキにかかわらず、同一の主任技術者又は監理技術者が、専任特例1号を適用した工事現場と専任特例2号を適用した工事現場を兼務することはできない。

ケ

監理技術者補佐は次のいずれかの要件を満たす者であること。

(1)建設工事の種類に応じた1級技士補であって、主任技術者要件を満たす者

(2)建設工事の種類に応じた監理技術者の要件を満たす者

コ

営業所技術者（法第7条第2号により設置する専任の者をいう。）又は特定営業所技術者（法第15条第2号により設置する専任の者をいう。）（以下「営業所技術者等」という。）は、主任技術者又は監理技術者の専任配置を要する工事において、次に掲げるすべての要件を満たす場合、特定営業所技術者にあつては主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者にあつては主任技術者の職務を兼ねることができるものとする。ただし、専任特例1号及び2号を適用する場合を除く。

(ア)営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること

(イ)兼ねる工事現場の数が1以下であること

(ウ)1（2）③カ（ア）～（カ）の要件を満たすこと。この場合において、「建設工事の工事現場間」とあるのは「営業所から当該工事現場間」と読み替えるものとする。

(エ)営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】

		サ	営業所技術者等又は経營業務の管理責任者（法第7条第1号に規定する者をいう。）は、監理技術者等の専任配置を要しない工事において、次に掲げる全ての要件を満たす場合、主任技術者の職務を兼ねることができるものとする。 (ア) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること (イ) 工事現場と営業所が近接（工事現場が大阪市内である場合又は工事現場が大阪市内外である場合は、営業所から工事現場までの距離が約30km以内である場合）し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること (ウ) 営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
		シ	営業所技術者等は、監理技術者等の専任配置を要しない工事（上記サの工事を除く。）において1（2）③コに掲げるすべての要件（1（2）③カ(ア)を除く。）を満たす場合、主任技術者の職務を兼ねることができるものとする。
		ス	上記コからシは併用できない。
	④	入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税・森林環境税[普通徴収]、市・府民税・森林環境税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金及び滞納処分費）を完納していること	
	⑤	消費税及び地方消費税の未納がないこと	
	⑥	入札書提出日において、法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと	
	⑦	入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと	
	⑧	入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと	
	⑨	入札書提出日において、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと	
	⑩	⑨の条件を満たす経営事項審査の最新のもののにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」でないこと	
	⑪	雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること	
	(3)	共同企業体の構成員（代表者含む）に関する条件	
		①	(2) ①、②、④～⑪の条件を満たすこと
		②	代表者は専任の監理技術者又は主任技術者を配置できることとし、(2) ③の条件を満たすこと
		③	代表者以外の構成員は専任の監理技術者又は主任技術者を配置できることとし、(2) ③の条件を満たすこと
		④	各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
	(4)	共同企業体の代表者は出資比率が構成員中最大であること	
	(5)	共同企業体の経営形態は共同施工方式であること	
	(6)	混合入札による場合は、単体と共同企業体の構成員（代表者を含む。）を重複することはできない。	
	(7)	入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。	

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】		
2. 入札参加手続等	(8)	入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。
	(9)	本市の指定する期限までに、公告本文に定める入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）を提出できること
	(1)	入札参加申請 入札書の提出をもって入札参加申請とする。ただし、共同企業体での参加を認める案件において、共同企業体で参加する場合は入札参加申請書及び特定建設工事共同企業体協定書の提出が必要。提出期限、方法は別表に定める。
	(2)	入札書の提出等の手続きは大阪市調達・契約システム（以下「システム」という。）により行う。郵便、紙入札等は認めない。
	(3)	入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。
	(4)	入札予定価格の公表
		① 公告時に公表する案件（以下「予定価格事前公表案件」という。） 公告本文にて公表する。
		② 公告時に公表していない案件（以下「予定価格事後公表案件」という。） 8の審査順位公開時にシステムにて公表する。
	(5)	入札参加者・最低制限価格（地方自治法施行令第167条の10第2項で規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）・調査基準価格（地方自治法施行令第167条の10第1項で規定する場合の調査の基準となる価格をいう。以下同じ。）の公表 落札決定後にシステムにて公表する。
3. 関係会社の参加制限	(6)	設計図書の取得方法 公告日以降にシステムよりダウンロードするものとする。
	(7)	設計図書等に対する質問及び回答 システムにより行う。なお、日時については公告本文に定める。
	(8)	上記（1）～（7）によらない場合は、公告本文に定める。
	当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。	
	(1)	資本関係
		以下のいずれかに該当する2者の場合
		① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
		② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
	人的関係	
	以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。	

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】

	(2)	①	一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
		②	一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
		③	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
	(3)	以下のいずれかに該当する2者の場合	
		①	組合（共同企業体を含む。）とその構成員
		②	一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
		③	一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合
	(4)	その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 上記(1)から(3)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合	
4. 入札の方法等	(1)	開札場所は大阪市契約管財局とする。なお、入札書の提出期間及び開札日時は公告本文に定める。	
	(2)	入札参加者がいない場合は、当該入札を取り止める。	
	(3)	入札書の提出	
		①	システムにより、入札金額、くじ申込番号（3桁の任意の数字）等、必要な事項がすべて入力され、かつ有効な電子署名が付されたものを有効な入札書として取り扱う。
		②	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること
		③	入札書の入力は注意して正確に行い、入札書提出画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと
		④	入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること
		⑤	入札書の提出にあたっては、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと
		⑥	入札書が正常に送信されたことを、入札書送信完了メッセージ又は入札タブ画面において確認すること
		⑦	一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】			
	(4)	工事費内訳書（総合評価落札方式（特別簡易型）においては、自己採点表を含む。）の添付	
		①	入札書の提出の際は、工事費内訳書を添付すること。
		②	工事費内訳書は、案件ごとに大阪市が指定する様式を、システムからダウンロードして作成すること
		③	工事費内訳書のファイル名称は、システムからダウンロードする際に表示されたものから変更しないこと。
		④	工事費内訳書は入札書に添付する前にウィルスチェックしたうえで添付することを厳守すること
5. 再度入札	予定価格事前公表案件		
	(1)	再度入札は実施しない。	
	予定価格事後公表案件		
	(1)	開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。	
	(2)	再入札書受付締切予定日時は、1回目開札日の翌日（大阪市における執務の休日を除く。）の午後5時とする。	
	(3)	開札予定日時については、1回目開札日の翌々日（大阪市における執務の休日を除く。）の午前10時とする。	
	(4)	再入札書受付開始予定日時・再入札書受付締切予定日時、開札予定日時及び前回最低入札書記載金額については、「再度入札通知」で通知する。	
(5)	再度入札の場合の入札書の提出においては、4（4）で指定する工事費内訳書の添付を要しないものとする。		
6. 予定価格に対する質問・回答方法等	予定価格事前公表案件		
	(1)	2（7）設計図書等に対する質問として取り扱う。回答の日時、方法について公告本文に定める。	
	予定価格事後公表案件		
(1)	開札後（再度入札の場合はその開札後）、システムにて入札参加者に対し予定価格を通知し質問を受け付ける。質問期間、回答日時は、公告本文に定める。 ただし、予定価格に対する質問がなかったときは、質問期間終了日の翌日（大阪市における執務の休日を除く。）の午後1時30分に、質問に対する回答に代えて審査順位を公開する。		
7. 入札の無効	次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 無効の入札をした者は再度入札に参加できない。		
	(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則18号）第28条第1項又は大阪市水道局契約規程（昭和42年規程第7号）第26条第1項各号の一に該当する入札	
	(2)	1に定める入札参加資格を有しない者がした入札	
	(3)	最低制限価格より低い価格でした入札	
	(4)	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札	
	(5)	共同企業体において次の項目に該当する場合	
		①	指定する日時までに入札参加申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を提出しなかった落札候補者がした入札
	②	入札参加申請書及び特定建設工事共同企業体協定書に共同企業体名称の記載がない。または、入札書の情報と明らかに異なる。ただし、入札参加申請書提出時以後に共同企業体名称の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。	

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】

	(6)	システムにより工事費内訳書を提出しなかった場合、又は提出した工事費内訳書が、次の項目に該当する場合	
		①	工事名称、商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）の記載がない。
		②	内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない。
		③	入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる。
		④	見積の内訳金額が0となっている項目があるなど、見積が適切に行われなかったことが明らかである。（材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金について、記載がない場合、暫定的に無効としない。ただし、法定福利費の記載がない場合は無効とする。）
		⑤	商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）が、入札書の情報と明らかに異なる。
	(7)	指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札	
	(8)	低入札価格調査制度（地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による落札者を決定する制度をいう。以下同じ。）適用案件において、次の項目に該当する場合	
		①	指定する日時までに、低入札価格根拠資料（以下「根拠資料」という。）を提出しなかった落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札
		②	工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第15条の規定に該当する技術者を配置できない落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札
	(9)	3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札	
	(10)	入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者（参加者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が次の項目に該当する場合	
		①	法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けている。
		②	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
		③	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
		④	経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している。
		⑤	経営事項審査の最新のものにおいて当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である。
	(11)	予定価格事前公表案件における予定価格を超える価格による入札	
	(12)	総合評価落札方式（特別簡易型）において、システムにより提出した自己採点表が、次の項目に該当する場合	
		①	工事名称、商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）の記載がない
		②	商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）が入札者の情報と明らかに異なる
		③	提出期限内に自己採点の根拠資料を提出しない
		④	自己採点の根拠資料の作成に関し不正が行われたと認められる
	(13)	利用規約に反して使用されたGビズIDによる入札	
	(14)	労務費ダンピング調査の対象案件において、本市の求めに対して、指定する日時までに理由書（労務費ダンピング調査用）を提出しなかった落札候補者がした入札	

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】		
8. 審査順位の公開	審査順位は、システムにより次に掲げる事項を全ての入札参加者に通知するとともに、公開する。ただし、談合情報等による保留の場合はこの限りでない。	
	(1)	入札参加資格の審査のために落札決定を保留する旨
	(2)	予定価格の制限の範囲内で入札した入札参加者（最低制限価格未満の入札をした者を除く。）の商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）、審査順位、くじ番号及び入札金額
	(3)	最低制限価格未満の入札をした者及び予定価格事前公表案件において予定価格を超える価格の入札をした者の商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）
	(4)	総合評価落札方式（特別簡易型）における「標準点」「加算点」「評価値」「評価順位」は、「調達・契約システム」＞「事業者ポータル」＞「調達・入札情報」＞「調達・入札結果一覧」に掲載する。
9. 入札参加資格の審査及び落札者の決定	総合評価落札方式（特別簡易型）以外の案件	
	(1)	開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし落札の決定は保留し通知する。
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にシステムによるくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子くじによって全ての審査順位を決定する。
	(3)	落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
	前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。	
	(4)	① 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、入札参加者に通知するものとする。
		② 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし（3）の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、（2）の審査順位により落札候補者とする。
	(5)	（3）の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、審査順位公開日（（4）②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ。）の午後5時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。
	(6)	労務費ダンピング調査の対象案件において、落札候補者は提出した工事費内訳書に記載されている直接工事費が、入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領第6（3）に定める一定水準を下回る場合、本市の求めに対して理由書（労務費ダンピング調査用）を提出しなければならない。なお、提出期限は（5）の資格審査資料と同日時とし、期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
	(7)	（4）②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
	総合評価落札方式（特別簡易型）	
	(1)	予定価格の制限の範囲内で入札した者について、入札価格と自己採点を「大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領」第8条第1項に記載の式にあてはめて評価値を算出する。評価値が次の式によって算出する基準評価値を下回っておらず、かつ最も高い者を落札候補者とし、落札の決定を保留して通知する。 基準評価値＝〔標準点／予定価格〕×100,000,000

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】			
	(2)	評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。ただし、この場合において評価値と技術評価点が同じで入札価格が異なる場合は、電子くじによらず入札価格が低い者を上位者とする。	
	(3)	落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格及び自己採点の審査を行う。なお、自己採点の審査は次のとおりとする。 ・ 自己採点が過大である場合には正しい点数に修正したものを評価点とする。 ・ 自己採点が過小である場合には自己採点を評価点とする。（本来の点数が高くても修正しない。） ・ 自己採点が空欄となっている評価項目は0点として採点する。	
	(4)	前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いはいずれかによるものとする。	
		①	落札候補者が、入札参加資格を有し評価値に変動がない場合、その者を落札者とする。また、自己採点に誤りがあり評価値に修正がある場合においても、順位が変動しない場合はその者を落札者とする。
		②	落札候補者が、入札参加資格を有しないものであることを確認した場合はその者の入札を無効とし、また自己採点に修正があり順位が変動する場合はその者を落札者とせず、新たに評価値が最も高くなった者を落札候補者とし（3）の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、（2）により落札候補者とする。
	(5)	（3）の入札参加資格及び自己採点の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料及び自己採点の根拠資料を、審査順位公開日（（4）において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ。）の午後5時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪시가やむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。	
	(6)	労務費ダンピング調査の対象案件において、落札候補者は提出した工事費内訳書に記載されている直接工事費が、入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領第6（3）に定める一定水準を下回る場合、本市の求めに対して理由書（労務費ダンピング調査用）を提出しなければならない。なお、提出期限は（5）の資格審査資料及び自己採点の根拠資料と同日時とし、期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。	
	(7)	（4）による入札参加資格及び自己採点の審査において落札候補者の入札を無効にした場合は、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。また、自己採点の修正により評価値の順位が変動し最も高い者でなくなる場合は理由を付して、当該落札候補者に通知する。	
	以下、総合評価落札方式（特別簡易型）以外の案件、総合評価落札方式（特別簡易型）共通		
	(8)	開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。（共同企業体の場合はその構成員を含む。）	
	(9)	開札後から落札決定までに、入札参加者（参加者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が次の項目に該当した場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。	
		①	法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けている。
		②	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
③		大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。	
④		経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している。	
⑤		経営事項審査の最新のものにおいて当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である。	
(10)	落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。		

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】			
1 0．低入札価格調査	(1)	低入札価格調査制度適用案件において、落札候補者の入札が調査基準価格を下回る価格である場合は、9（3）の入札参加資格の審査とあわせて低入札価格調査を行う。 なお、総合評価落札方式（特別簡易型）においては、別表に記載する価格による失格基準を設定し、調査基準価格を下回る価格の全ての入札者について、失格基準以上の価格の入札であるか確認する。確認の結果、同基準額を満たしている者について低入札価格調査を行うこととし、下回る価格の入札者は失格とする。	
	(2)	（1）の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、9（4）②の手続きにより落札者を決定する。なお、新たな落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る価格である場合は、（1）の調査を行うものとし、以後同様の手続きを繰り返す。	
	(3)	（1）の調査のため、落札候補者は、本市の指定する期限までに別途定める根拠資料を提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。	
	(4)	提出された根拠資料について本市より説明を求められた場合は、落札候補者はこれに応じなければならない。応じない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。	
	(5)	調査基準価格を下回る価格で入札した落札候補者が、工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第15条の規定に該当する場合は、同条の規定を満たす技術者を配置しなければならない。	
1 1．落札の決定日	落札の決定日は、公告本文に定める。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合及び低入札価格調査を行う場合等は、必要な審査・調査を行ったのち決定するものとする。		
1 2．入札保証金及び契約保証金	(1)	入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)の100分の3に相当する違約金を徴収する。	
	(2)	契約保証金 契約金額の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供若しくは金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。	
1 3．前払金	(1)	当初前払金 契約金額の40%以内とする。（ただし、契約金額が100万円未満の契約を除く。）	
	(2)	中間前払金 契約金額の20%以内とする。（ただし、契約金額が100万円未満の契約を除く。また、中間前払金を支出した後の前払金の合計額は契約金額の60%を超えない金額とする。）	
1 4．議会の議決	(1)	当該案件の契約の締結について、議会の議決に付さなければならない場合には、公告本文に明示する。	
	(2)	（1）に該当する場合、落札決定後仮契約を締結し議会の議決を経た後、本契約を締結する。	
	(3)	次のいずれかに該当する場合、落札の決定を取消し、又は仮契約を解除することができる。	
		①	落札の決定から本契約締結までに、落札者（落札者が共同企業体の場合はその構成員）の経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過した場合
		②	落札の決定から本契約締結までに、落札者（落札者が共同企業体の場合はその構成員）が法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合
③		工事請負契約書第11条に規定する技術者等に配置予定技術者を配置できない場合	

事後審査型制限付一般競争入札（工事請負） 入札公告【共通事項】		
15. その他	(1)	当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定がある場合には、公告本文に明示する。
	(2)	総合評価落札方式（特別簡易型）、低入札価格調査制度を適用する場合又は最低制限価格を設ける場合は公告本文に明示する。
	(3)	提出された資格審査資料及び根拠資料等は、入札に関する審査・調査以外に使用しない。
	(4)	契約条項を示す場所 システム上又は契約担当
	(5)	契約書作成の要否 要 原則システムで契約書を作成する。 なお、所定の書面契約理由書を提出し、本市がやむを得ない理由と認めた場合、書面での契約書作成を認める。
	(6)	大阪市側のシステム障害によりシステムによる入札手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。
	(7)	設計図書等に対する質問、予定価格に対する入札参加者からの質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。
	(8)	入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないように充分留意すること
	(9)	落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。
		① 法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けている
		② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
		③ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過している
		④ 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるとき
	(10)	工事請負契約書第11条に規定する技術者等に配置予定技術者を配置できない場合は、契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。
	(11)	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	(12)	契約締結後、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険の加入状況を確認し、本市に報告すること。なお、やむを得ず、社会保険の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知すること
	(13)	この公告に定めない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市水道局契約規程、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。
	(14)	総合評価落札方式（特別簡易型）における評価結果に対する評価理由の説明請求は契約担当で受け付ける。提出は郵送によること。
	(15)	「工事請負契約に係る最低制限価格設定基準」「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」「工事の請負契約に係る予定価格に対する質問に関する要領」「工事請負契約における予定価格の事前公表（試行）に関する要綱」「大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領」「大阪市公共工事総合評価落札方式運用ガイドライン」は、「調達・契約システム」>「事業者ポータル」>「ドキュメント」>「契約関連規程」に掲載する。
	(16)	設計図書等の訂正があった場合は、システムの各案件ページに作成される訂正公告タブにその内容を掲載する。